

## 焼津市市民活動何でも相談会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の活性化や地域の課題解決を目指して、自主的に活動する市民及び市民活動団体に対し、その活動を支援し、活力あるまちづくりを市民と協働で推進するため、焼津市市民活動何でも相談会（以下「相談会」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談会の実施体制)

第2条 相談会は、市民協働課市民協働推進担当職員と市民活動相談員（以下「相談員」という。）が協力して行うものとする。

2 相談員は、静岡県NPO法人設立アドバイザー養成講座を修了した者、又は有識者の中から、実務経験を考慮して相談会の開催に応じて依頼する。

3 相談員の依頼は、焼津市市民活動何でも相談会依頼書（第1号様式）により行うものとする。

4 相談会は随時行うことができる。

(相談員の職務)

第3条 相談員は、相談会の実施に関する次の各号に掲げる業務について、市民協働課と連携してこれを行う。

(1) 市民活動に関する相談業務

(2) NPO法人の設立及び運営に関する相談業務

(3) 相談会実施後の報告書（第2号様式）作成業務

(4) 前各号に掲げる業務のほか、第1条の目的達成のために必要な業務

(相談員の責務)

第4条 相談員は、相談会の実施によって知り得た相談内容及び個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(相談会の対象者)

第5条 相談会の対象者は、市民又は市内を拠点に自主的に活動する個人及び市民活動団体とする。

(費用の負担)

第6条 相談会の実施に要する費用は、市が負担する。この場合において、相談員に係る費用は、別表に定める基準により相談員に直接支払うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、相談会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

相談員に係る費用

相談会実施時間	支払額	備 考
1時間以内	1,000円	1. 左記金額に焼津市旅費規定による交通費を加える。 2. 4時間を超えた場合は、30分経過毎に500円を加算するものとする
1時間を超え1時間30分以内	1,500円	
1時間30分を超え2時間以内	2,000円	
2時間を超え2時間30分以内	2,500円	
2時間30分を超え3時間以内	3,000円	
3時間を超え3時間30分以内	3,500円	
3時間30分を超え4時間以内	4,000円	

第1号様式（第2条関係）

焼津市市民活動何でも相談会依頼書

平成 年 月 日

様

焼津市市民協働課長

焼津市市民活動何でも相談会の実施に当たり、焼津市市民活動何でも相談会実施要領第2条第3項の規定により、市民活動相談員を依頼します。

日 時	平成 年 月 日 ( ) : ~ : (予定)	
会 場		
相談者 1	団 体 名	
	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	相談内容 ( ) NPO法人とは何か ( ) NPO法人設立・運営相談 ( ) 市民活動運営相談 ( ) その他	具体的内容
相談者 2	団 体 名	
	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	相談内容 ( ) NPO法人とは何か ( ) NPO法人設立・運営相談 ( ) 市民活動運営相談 ( ) その他	具体的内容

第2号様式（第3条関係）

焼津市市民活動何でも相談会報告書

平成 年 月 日

（宛先）焼津市市民協働課長

（相談員）氏名

下記のとおり、焼津市市民活動何でも相談会を実施したので報告します。

日 時	平成 年 月 日（ ）： ～：	
会 場		
相 談 者	団 体 名	
	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
(相談及び助言内容)		
検収者※ 職・氏名	⑩	

※検収者は、市民協働課職員とする。